

## 令和3年6月定例会の結果

- 1 請願書      2 陳情書      3 資料（請願・陳情文書表）
- 

### 1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第2号	桜ヶ丘病院の移転に関する請願	不採択

### 2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第1号	公平なワクチン休暇等を求める陳情	不採択
陳情第2号	「離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める意見書」の提出に関する陳情書	採択
陳情第3号	JR清水駅東口公園の存続に関する陳情	不採択

---

### 3 資料（請願・陳情文書表）

#### 請願第2号

##### 桜ヶ丘病院の移転に関する請願

請願者 4 市民団体連絡会 代表 富田英司  
清水まちづくり市民の会 代表 望月 勝  
輝く清水をつくる会 代表 森 義寿  
庁舎東口移転に反対する会 代表 鈴木克洋  
清水庁舎を考える会 代表 平塚倫豊

紹介議員 白鳥 実 安竹信男 ~~栗田裕之~~（令和3年6月23日紹介を取消し）  
風間重樹 石井孝治 宮澤圭輔 浜田佑介  
長沼滋雄 内田隆典 ~~寺尾一昭~~（令和3年6月23日紹介を取消し）  
杉本 護 市川 正 松谷 清 天野正剛

#### 【請願趣旨】

田辺信宏市長は昨年12月、市民に何ら説明がないままJCHOの尾身茂理事長と「桜ヶ丘病院を清水駅東口公園に移転する」基本協定を結びました。この協定の大部分は市有財産の扱いについてであり、新病院の機能、災害医療における同病院の位置づけについては未だに不明確です。桜ヶ丘病院の早期移転の必要性については理解していますが、医師確保を含む日常診療体制はもちろん、特に、大きな津波被害が想定される清水区にあって、災害時における病院の対応等も含め、明確にした上で再検討すべきと考えます。ここにきて救護病院の指定や役割、ヘリポートの設置など、市当局がこれまで繰り返してきた説明と異なる報道があり、市民の間に大きな不安が広がっています。貴市議会において慎重な審議をお願いするとともに、市当局とJCHOに対し適切に対応をされるようお願いいたします。

#### 【請願項目】

1. 新病院の機能、災害時の医療体制等について明確にしてください。
2. 市民説明を行い、計画の賛否を含め市民意向を把握してください。
3. 市民意向を元に移転計画の再検討をしてください。
4. 市民意向については、移転計画に反映するよう、本市とJCHOの間で改めて協議してください。
5. 協議経過、内容についてはホームページなどを通じ市民に公開してください。
6. 協議期間中は移転にかかわる事業には着手しないようにしてください。

## 陳情第1号

### 公平なワクチン休暇等を求める陳情

陳情者 みんなで乗り越えよう！新型コロナ@しずおか 代表 小笠原 学

#### 【陳情趣旨】

私たち「みんなで乗り越えよう！新型コロナ@しずおか」は、新型コロナを正しく恐れ、みんなでコロナを乗り越える為に、情報共有・意見交換している団体です。私小笠原は介護現場で働く身として、感染弱者である高齢者を守る為に、日々厳しい介護の仕事を行っています。2020年からコロナ禍となり、1年以上が経過した現在、団体と介護現場等で大きな問題となっているのは、新型コロナワクチンによる副反応です。

コロナワクチンの副反応としては、発熱・患部痛等が情報として伝えられていたもので、インフルエンザワクチンと同程度の副反応と考えていました。しかし実際にワクチンを先行接種した職員は、高い確率で業務に支障をきたす副反応が生じています。1人はワクチン接種1回目、2日目には左肩痛が強く腕を上げる事ができなくなり、片手で仕事をしました。ワクチン接種2回目には1日目から高熱が続き、2日間仕事を休みました。2人目はワクチン接種1回目、2日目には頭が割れるような痛みの中、仕事を行いました。あまりにも副反応に関する事前情報が不足していました。またこうした副反応の実態調査結果が静岡市でも公表されていない事にも、大きな問題を感じました。

介護現場ではワクチン副反応により混乱している中、「公務員のみには、ワクチン休暇が導入された」と伺いました。なぜ公務員にのみワクチン休暇が優先され、私たち介護職員や非正規雇用の労働者にはワクチン休暇が無いのでしょうか？副反応の十分な事前情報なしにワクチンを接種する事で、コロナ禍で疲弊した介護現場はさらに混乱に陥っています。ワクチン休暇を優先すべきは、感染弱者を守る介護現場や、生活困窮に陥っている非正規雇用者では無いでしょうか？

ワクチンを接種する病院からは、ワクチンは1セット6名分なので、6名単位でまとまった人数の接種が要望されますが、1度に6名程が接種し、次の日に6名程が休めば小さな介護現場は安全に機能できなくなります。介護現場・エッセンシャルワーカー等は、機能不全に陥ってからでの対応では遅すぎます。ワクチン副反応のリスクに対しては、休養（ワクチン休暇）と人員補助が必要です。

以上の理由から、以下3点の内容を陳情します。

#### 【陳情項目】

1. 静岡市で先行して実施した医療従事者等への、新型コロナワクチン副反応の実態調査結果を公表すること。
2. 静岡市のワクチン休暇について以下のことを求めます。
  - ① 静岡市職員で医療従事者・医療従事者外を問わず、公務員と会計年度職員の差別なくワクチン休暇制度を取り扱うこと。
  - ② 民間企業や働く人達にワクチン休暇制度の必要性を、静岡市の広報・ホームページを活用して周知すること。
  - ③ 民間企業や働く人たちからの、相談に応じる体制を作ること。

3. 副反応により人員が不足する介護現場・エッセンシャルワーカー等に、応援派遣できるように行政がコーディネートすること。

## 陳情第2号

「離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める意見書」の提出に関する陳情書

陳情者 静岡親子の会 代表 大森貴弘

### 【陳情趣旨】

私たち静岡親子の会は、別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める活動をしています。

2018年の厚生労働省の人口動態調査では、離婚件数は20万組以上あり、そのうち約60%は未成年の子どもがいる状態でした。我が国では離婚時に未成年の子どもがいる場合、いずれかの親が単独親権を付与される制度を採用しており、親権については監護の継続性を重視することから、現状どちらの親が監護しているかが、大きな判断基準となっています。

そこで、親権の取得を優位に進めるため、婚姻中に一方の親の同意を得ずに子どもを連れ去り別居し、一方的に現状監護の状態を作り出したり、配偶者暴力防止法を悪用し面会交流を拒否するなどして、親子の断絶を余儀なくされるケースが多発しています。

幼稚園・こども園・学校などからも親権の有無に関わらず参加を拒否されたり、子どもの様子を教えてもらえなかったりすることがあります。

さらに、2014年4月のハーグ条約発効後も、このようなケースが国内だけでなく国を跨いで発生していることから日本は国際的にも問題視され、2019年2月に国連から日本に対して、共同親権・共同養育に関する法改正をすべきとの勧告がなされ、2020年7月には、EU議会から日本人の親が日本国内で子どもを一方的に連れ去り、別れた相手と面会させないことを禁止する措置を迅速に講じるよう日本政府に要請する決議案を採択しました。

全ての子どもは、適切な養育を受ける権利を有しており、両親が離れて暮らすことになっても、別居親と継続的頻りに面会交流をすることや、幼稚園・こども園・学校などの行事への参加、養育費を受けることは精神面や経済面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって大変重要なものであるため、下記の陳情項目につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

### 【陳情項目】

・我が国は「児童の権利に関する条約(児童の権利条約)」を1994年4月に批准しており、その趣旨を鑑みると夫婦の離婚または別居後において、全ての子どもの最善の利益を守るためには、離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備をすることが最善と考えますので、国に対し、法整備を求める意見書を提出いただきますようお願いいたします。

離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める  
意見書（案）

我が国では離婚時における未成年の子どもの親権決定について、単独親権制度を採用しており、判断基準として監護の継続性を重視している。

そのような中、親権を得るため、婚姻中に一方の親の同意を得ずに子どもを連れ去り別居し、一方的に監護している状態を作り出したり、配偶者暴力防止法を悪用し面会交流を拒否するなど、一方の親が子どもとの断絶を余儀なくされるケースが多発している。また、幼稚園・こども園・学校で、連れ去られた別居親は親権の有無に関わらず行事への参加を拒否されたり、子どもの様子を教えてもらえなかったりするなどの不利益を被ることがある。ドメスティック・バイオレンス等の特段の事情がない限り幼稚園・こども園・学校行事への別居親参加を促す取り組みが必要と考える。

全ての子どもは、適切な養育を受ける権利を有しており、両親が離れて暮らすことになっても、別居親と継続的頻繁に面会交流をすることや養育費を受けることは精神面や経済面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義なものである。

我が国は、児童の権利に関する条約（児童の権利条約）を1994年4月に批准しており、その趣旨を鑑みると夫婦の離婚または別居後において、全ての子どもの最善の利益を守るためには、離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備が必要と考える。

よって、国においては、法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

静岡市議会

衆議員議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

殿

法務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

## 陳情第3号

### J R清水駅東口公園の存続に関する陳情

陳情者 公園を愛する会 共同代表 松永行子 吉田和美 杉浦由美 才茂清美

#### 【陳情趣旨】

J R清水駅東口公園に独立行政法人・地域医療機能推進機構が運営する桜ヶ丘病院の移転が計画されています。この公園は、美しいジャカランダ・河津桜の名所です。公園にあるモニュメントは、清水市と静岡市の合併記念として1億円をかけて建設され、富士山を背景に清水の風景を切り取り、富士山景勝スポットの象徴となっています。

この公園と駅階段を挟んで隣接する清水駅東口広場を合わせると、静岡市には珍しい広いスペースとなり、多くのイベント会場として利用されています。公園の損失により会場の規模は縮小され、人々が集い、憩い、楽しめるふれあいの場の魅力が半減されます。

清水駅周辺全体の活性化を考えた時、病院の建設は、将来周辺に賑わい施設（サッカー場など）が建設された場合、相乗効果が期待されません。2021年9月に中部横断道が全線開通され、山梨県、長野県から多くの観光客が期待されます。憩いの場所となる公園の存続は、景観の上からも、また災害発生時の緩衝地帯としても必要です。市民に愛され親しまれている公園の存続を願い、以下の項目を陳情いたします。

#### 【陳情項目】

市民が憩い、富士山景勝スポットとして愛されている公園の存続を求めます。